

令和7年度（2025年度）

消防設備士試験案内

消防設備士免状の種類及び工事整備対象設備等

免状の種類		工事整備対象設備等
甲種特類		特殊消防用設備等 (従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)
甲種・乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

* 甲種消防設備士は、対象設備等の工事、整備及び点検を行うことができます。

乙種消防設備士は、対象設備等の整備及び点検を行うことができます。



一般財団法人

消防試験研究センター

石川県支部

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/17ishikawa/>

* 試験案内は、最後までよく読んで、記載されている内容を確認したうえで申請してください。

申請された方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意したものとみなします。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、石川県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

1 試験日、試験の種類、受験地、受付期間

令和7年度（2025年度）に実施する消防設備士試験の日程は、以下の表のとおりです。

* 試験日時、受験地等は変更となる場合があります。必ず最新情報をご確認ください。

→（石川県支部HP）<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/17ishikawa/>



回	試験日	開始時刻 種類	受験地	受付期間
第1回	令和7年（2025年） 5月18日（日）	【10:00開始】 乙種第1類 乙種第2類 乙種第3類 乙種第4類 乙種第5類 乙種第6類 乙種第7類	金 沢 市	令和7年（2025年） 4月1日（火）～4月8日（火）
第2回	8月23日（土）			7月7日（月）～7月14日（月）
第3回	11月15日（土）			9月29日（月）～10月6日（月）
第4回	令和8年（2026年） 2月15日（日）			令和8年（2026年） 12月23日（火）～1月6日（火）

【試験会場】

石川県地場産業振興センター（金沢市鞍月2-1）

* 2次元コードを読み込むと、周辺地図が表示されます。
（地図を表示するためには、Googleマップを表示できる環境が必要です。）



2 受験申請の方法、受付場所

受験申請の方法		受付期間（時間）	受付場所等
電子申請		受付開始日の午前9時から 受付最終日の午後11時59分まで * 受付期間中は、24時間手続き可能 (システムのメンテナンス時間を除く)	消防試験研究センターのホーム ページから、電子申請のページへ → https://www.shoubo-shiken.or.jp 
書 面 申 請	窓口 持参	受付期間（土・日・祝休日・年末年始を 除く）の午前9時から午後5時まで	（問い合わせ先、願書提出先） 〒920-0031 石川県金沢市広岡2-13-23 （AGSビル1階） 一般財団法人 消防試験研究センター 石川県支部 電話 076-264-4884 FAX 076-232-2171
	郵送	受付最終日の消印有効 *トラブルを防ぐために、簡易書留 をご利用ください。	

* 電子申請については、8ページの「8 受験手続き」をご参照ください。

* 書面申請に必要な受験願書は、石川県支部、石川県消防保安課、石川県内の各消防本部（局）・消防署等で入手できます。

* 受験願書の様式は全国共通です。他都道府県で入手した受験願書もそのままご利用いただけます。
(他都道府県支部あての願書郵送封筒はご利用いただけません。必ず石川県支部あてに郵送願います。)

3 消防設備士免状の種類及び工事整備対象設備等

表紙「消防設備士免状の種類及び工事整備対象設備等」のとおり

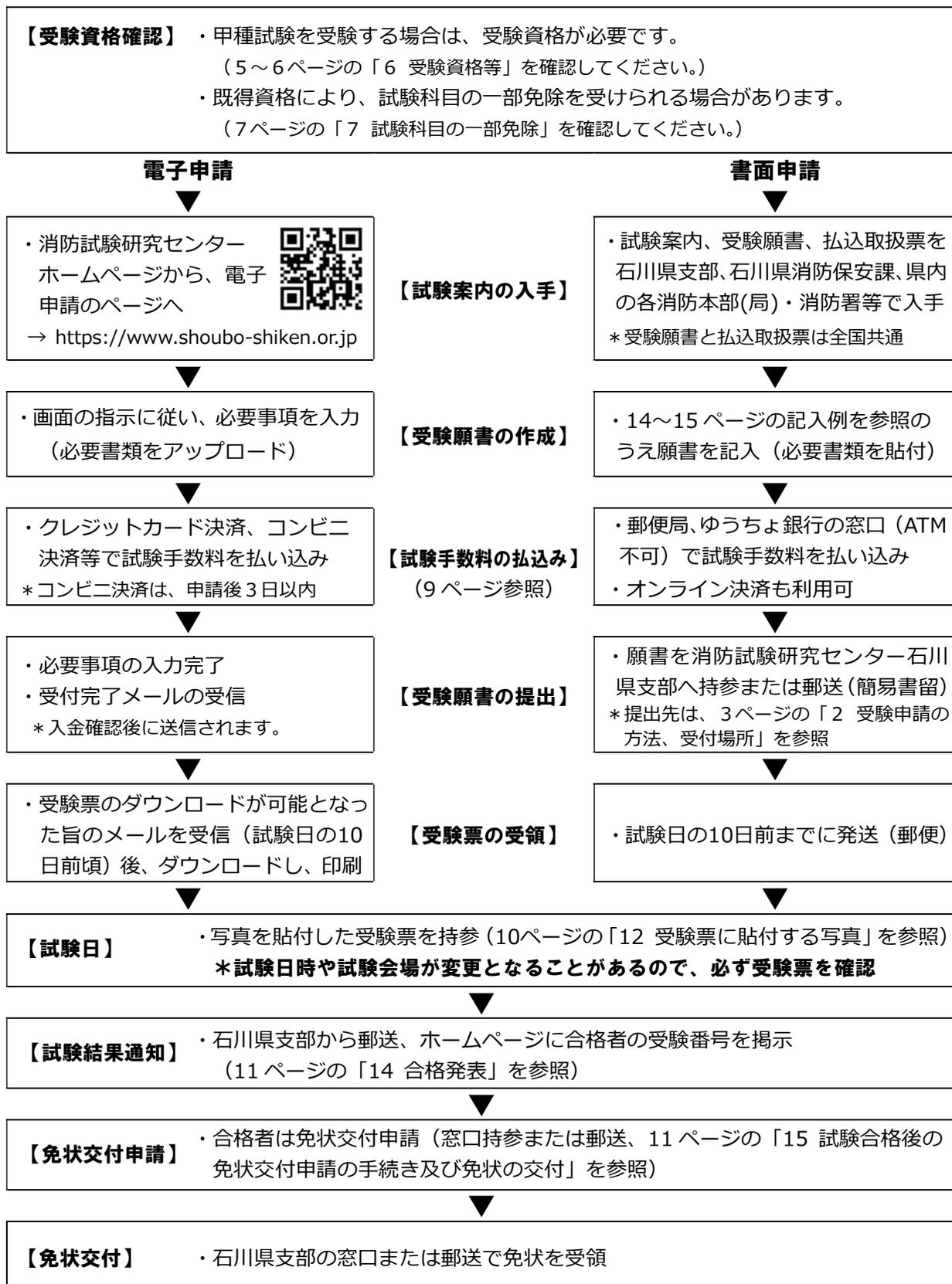
4 試験種類毎の試験科目、試験時間等

種類	試験科目	問題数	試験時間
甲種特類	筆記	消防関係法令	15
		構造・機能及び工事・整備	15
		火災及び防火に関する知識	15
			2時間45分 (実技試験なし)

種類	試験科目	問題数							試験時間				
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	区分別	計			
甲種 (特類以外)	筆記	① 消防関係法令	共通	8	8	8	8	8	/	/	2時間15分	3時間15分	
			類別	7	7	7	7	7					
		② 基礎的知識	機械	6	6	6		10					
			電気	4	4	4	10						
		③ 構造・機能及び工事・整備	機械	10	10	10		12					
			電気	6	6	6	12						
	規格	4	4	4	8	8							
	計	45	45	45	45	45							
	実技	④ 鑑別等	5									15分	
		⑤ 製図	2									45分	
乙種	筆記	① 消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	1時間30分	1時間45分		
			類別	4	4	4	4	4	4			4	
		② 基礎的知識	機械	3	3	3		5	5				
			電気	2	2	2	5		5				
		③ 構造・機能及び整備	機械	8	8	8		9	9				
			電気	4	4	4	9		9				
	規格	3	3	3	6	6	6	6					
	計	30	30	30	30	30	30	30					
実技	④ 鑑別等	5							15分				

区分	試験の方法
筆記試験	甲種、乙種とも、4肢択一式
実技試験	鑑別等及び製図とも、写真・イラスト・図面等による記述式

5 受験申請から免状交付までの流れ



6 受験資格等

* 詳細は、ホームページでご確認ください。

→ (甲種特類) <https://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/annai/qualified.html>

(甲種特類以外) <https://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/annai/qualified01.html>

甲種特類



甲種特類以外



甲種消防設備士試験を受験するには、以下のいずれかの受験資格が必要です。

- ・ 電子申請の場合は、受験資格を選び、証明書類（消防設備士免状を除く）をアップロードしてください。
- ・ 書面申請の場合は、受験願書の甲種受験資格欄に略称を記入し、証明書類のコピーを提出してください。
- ・ 整備経験・工事補助等に係る証明は、受験願書B面裏の証明書様式をご利用ください。

乙種消防設備士試験は、受験資格不要です。

甲種特類

対象者	資格内容	甲種受験資格欄に記入する略称
甲種消防設備士免状の交付を受けている者	次の3種類の甲種消防設備士免状 第1類、第2類、第3類 のいずれか	甲特

甲種特類以外（第1類～第5類）

（国家資格等による受験資格）

対象者	資格内容	甲種受験資格欄に記入する略称
甲種消防設備士 (試験の一部免除有)	受験する類以外の甲種消防設備士免状の交付を受けている者	甲種
乙種消防設備士	乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備（消防法第17条の5の規定に基づく政令で定められたもの）の経験を有する者	整備経験2年
技術士 (試験の一部免除有)	技術士法第4条第1項による技術士第2次試験に合格した者 * 試験の一部が免除される類は技術士の部門により限定されます。	技術士 (〇〇部門)
電気工事士 (試験の一部免除有)	1. 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士免状の交付を受けている者 2. 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者で電気工事士免状の交付を受けているとみなされる者	電気工事士
電気主任技術者 (試験の一部免除有)	電気事業法第44条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者	電気主任技術者
工事の補助5年	受験しようとする類の消防用設備等に係る工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する者	工事補助5年
専門学校卒業程度 検定試験合格者	専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する部門の試験に合格した者	専検合格者
管工事施工管理 技士	建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格した者	管工事技士
工業高校の教員等	教育職員免許法により、高等学校の工業の教科について普通免許状を有する者（旧教員免許令による教員免許状所有者で、教育職員免許法施行法第1条により工業の教科について教員免許状を有するとみなされた者を含む。）	教員免許状
無線従事者	電波法第41条の規定により無線従事者資格（アマチュア無線技士を除く。）の免許を受けている者	無線従事者
建築士	建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士	建築士
配管技能士	職業能力開発促進法第44条（旧職業訓練法第66条）の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した者（1級又は2級配管技能士）	配管技能士
ガス主任技術者	ガス事業法第26条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者（第4類消防設備士の受験に限る。）	ガス主任技術者
給水装置工事 主任技術者	水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者	給水技術者
旧給水責任技術者	水道法第25条の5（平成9年4月1日施行）制定以前の地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規定による給水責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものも同一の資格とみなす。）の資格を有する者	
消防行政3年	消防行政に関わる事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する者（消防機関又は市町村役場等の行政機関の職員が対象）	消防行政3年
実務経験3年	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和41年4月21日以前）において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者	省令前3年
旧消防設備士	昭和41年10月1日前の東京都火災予防条例による消防設備士の者	条例設備士

(学歴による受験資格)

対象者	資格内容	甲種受験資格欄に記入する略称
大学、短期大学又は高等専門学校(5年制)の卒業生	学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(5年制)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	大卒 短大卒 高専卒 専門職了
高等学校及び中等教育学校の卒業生 (旧制の中等学校卒業生も含む。)	学校教育法による高等学校及び中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者 * 指定されている学科名の中に、該当するものがない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を8単位以上修めて卒業したことを単位修得証明書で確認を受ける必要があります。	高校卒 中等教育卒 高校等卒 8 単位
旧制の大学及び専門学校等の卒業生	旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者 * 指定されている学科名の中に、該当するものがない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修めて卒業したことを単位修得証明書で確認を受ける必要があります。	大学等卒 大学等卒15単位
外国の学校の卒業生	外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校に相当するもので、指定した学科と同内容の学科又は課程を修めて卒業した者	大学等卒
大学、専門職大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は専修学校等の15単位修得者	学校教育法による大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高等専門学校(5年制)又は専修学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目について、各設置基準による単位を15単位以上修得した者	大学等 15 単位 専修学校
各種学校の15単位修得者	学校教育法による各種学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者	各種学校
大学、短期大学又は高等専門学校(5年制)の専攻科の15単位修得者	学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校(5年制)の専攻科において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様)	大学専攻科 短大専攻科 高専専攻科
防衛大学校又は防衛医科大学校の15単位修得者	防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様)	防衛大学校 防衛医科大学校
職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校又は職業訓練大学校又は職業訓練短期大学校若しくは中央職業訓練所の15単位修得者	職業能力開発促進法又は職業訓練法(旧職業訓練法を含む。)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業訓練大学校又は職業訓練短期大学校若しくは雇用対策法による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様) * 指定されている学科名称の中に、該当する学科名がある場合は、卒業証明書又は卒業証書で確認を受けることができます。	職業能力開発総合大学校等 職業能力開発大学校等 職業訓練大学校等 前職業訓練大学校等 旧職業訓練大学校等 中央職業訓練所
水産大学校の15単位修得者	農林水産省組織令による水産大学校(昭和59年7月1日前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様)	水産大学校
海上保安大学校の15単位修得者	運輸省組織令による海上保安大学校(昭和59年7月1日前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様)	海上保安大学校
気象大学校の15単位修得者	運輸省組織令による気象大学校(昭和59年7月1日前の運輸省設置法による気象大学校を含む。)において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得した者(単位の換算方法は「各種学校」と同様)	気象大学校
博士、修士	学校教育法第104条に基づき、大学又は国立学校設置法第3章の5に規定する学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士又は博士の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位も含む。)を有する者	博士 修士

* 指定学科及び授業科目については、13 ページを参照してください。

* 卒業証書は学科名が明記されたものを提出してください。

* 単位修得証明書は科目履歴証明書でも認められます。(単位数又は授業時間数が明記されたもの)

* 証明書類が外国語の場合は、日本語訳を添付してください。

* 受験資格やその証明書類については、受付期間前でも確認いたします。早めにお問い合わせください。

7 試験科目の一部免除

* 詳細は、ホームページでご確認ください。

→<https://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/annai/subject.html>



下表の①～⑥に該当する方は、申請により試験科目の一部免除を受けることができます（甲種特類を除く）。

- ・電子申請の場合は、希望する免除について「受ける」を選び、証明書類（消防設備士免状を除く）をアップロードしてください。
- ・書面申請の場合は、希望する免除について、願書 A 面の「試験の免除」欄の「受ける」を選び、該当する証明書類（コピー）を願書 B 面裏に貼付してください。

* 一部免除の区分毎に、「受ける」「受けない」を選ぶことができます。

該当者	免除内容	証明書類
① 消防設備士免状を有する方	下記の「消防設備士免状を有する方の免除科目一覧表」のとおりです。	消防設備士免状 (表・裏両面)
② 電気工事士免状を有する方	・筆記の「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」のうち「電気に関する部分」 ・甲種第 4 類・乙種第 4 類の実技は、鑑別等試験の問 1 が免除になり、乙種第 7 類の実技は全部免除になります。	電気工事士免状
③ 電気主任技術者免状を有する方	筆記の基「礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」のうち電気に関する部分	電気主任技術者免状
④ 技術士登録証等を有する方 (機械、電気電子、化学、衛生工学部門)	技術士の部門に応じて筆記の「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」	技術士第 2 次試験若しくは本試験の合格証明書又は技術士登録証
⑤ 日本消防検定協会又は登録検定関係の職員で、型式承認の試験の実施業務に 2 年以上従事した方	筆記の「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」	型式承認試験の実施業務の従事証明書
⑥ 消防団員として 5 年以上勤務し、かつ、消防組織法第 51 条第 4 項の消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	乙種第 5 類・第 6 類の筆記は「基礎的知識」のうち機械に関する部分、実技は全部免除になります。	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証

消防設備士免状を有する方の免除科目一覧表

受験する試験の種類	既に取得している資格種類					受験する試験の種類	既に取得している資格種類											
	甲 1	甲 2	甲 3	甲 4	甲 5		甲 1	甲 2	甲 3	甲 4	甲 5	乙 1	乙 2	乙 3	乙 4	乙 5	乙 6	乙 7
甲 1		◎	◎	○	○	乙 1	○	◎	◎	○	○		◎	◎	○	○	○	○
甲 2	◎		◎	○	○	乙 2	◎	○	◎	○	○	◎		◎	○	○	○	○
甲 3	◎	◎		○	○	乙 3	◎	◎	○	○	○	◎	◎		○	○	○	○
甲 4	○	○	○		○	乙 4	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	◎
甲 5	○	○	○	○		乙 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○		◎	○
※乙種消防設備士の資格で、甲種消防設備士の科目免除はありません。						乙 6	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎		○
						乙 7	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	

※表中で、◎は消防関係法令の共通部分と基礎的知識が免除になります。

○は消防関係法令の共通部分が免除になります。

8 受験手続き

受験申請の方法は、電子申請と書面申請の2通りがあります。すべての種類の試験でどちらの申請方法もご利用いただけます。

* 受験資格や科目免除資格を証明する書類を提出する必要がある場合も電子申請できます。

* 複数受験（同一時間帯に2種類、午前・午後に1種類ずつ）の場合も電子申請できます。

(1) 電子申請

画面の指示に従い、必要箇所を選択または入力してください。

- ・ 消防設備士免状をお持ちの方は、免状番号等の入力が必要です。免状情報により、受験資格や科目免除資格の要件が確認されます。
- ・ 別途、受験資格や科目免除資格を証明する書類の提出が必要な場合は、「証明書類アップロード用ページのご案内」のメールが自動送信されます。メールに記載された URL から、必要な証明書類をアップロードしてください。
 - * アップロードできるファイルの形式は、PDF または JPEG です。アップロードできない場合は、ファイル形式をご確認ください。
 - * 過去3年以内に受験した際の受験資格で『再受験』する場合は、受験番号・資格判定コード等を入力することにより、証明書類の提出（アップロード）が不要となります。（1種類受験のみ）
- ・ 複数受験の場合は、願書情報入力の際に、「複数または同日併願の追加申請」の項目で、必ず追加で申請する内容を選択してください。（選択しない場合は、1種類受験となります。）

* 電子申請に関するお問い合わせは下記まで

受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝休日、年末年始を除く）

問い合わせ先 一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話（全国共通）0570-07-1000（有料）

(2) 書面申請

受験する種類ごとに、受験願書が必要です。

- ・ 14～15ページの「受験願書記入例」を参照して受験願書を記入し、9ページの「10 試験手数料の払込み」を参照のうえ、試験手数料を払い込んでください。
- ・ 既に、「消防設備士免状」を取得している方は、既得免状のコピーを受験願書B面裏下部に貼付してください。（裏面のコピーも貼付してください。）
- ・ 甲種を受験する方は、受験資格を証明する書類（5～6ページ参照）を受験願書B面裏上部に貼付してください。なお、過去に甲種消防設備士試験の受験申請をしたことのある場合は、その際の受験票、受験票(控) または試験結果通知書を提出することにより、甲種受験資格の証明に代えることができます。（当支部以外のものでも可、コピー可）
- ・ 試験科目の一部免除を受ける場合は、その資格を証明する書類（7ページ参照）をB面裏上部に貼付してください。

9 複数種類の受験

(1) 複数受験（同一試験時間帯の場合）

電気工事士免状の所有者で、かつ、試験の一部免除を受ける方に限り、乙種第4類と乙種第7類を同時に受験することができます。

(2) 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

同じ試験日で午前と午後にそれぞれ受験することができます。

※電子申請の場合は、願書情報入力の際に、「複数または同日併願の追加申請」の項目で、必ず追加申請する内容を選択してください。

※書面申請の場合は、試験の種類ごとに試験手数料を払い込みのうえ、それぞれの受験願書を作成し、一つの封筒にまとめて提出してください。

10 試験手数料の払込み

試験手数料（消費税非課税）は次のとおりです。

甲種	乙種
6,600円	4,400円

*試験手数料は、受験する種類ごとに必要です。

(1) 電子申請の場合

払込み方法は、次の4種類から選択できます。

払込手数料は、1件230円（消費税込み）です。

決済方法	決済内容
ペイジー（Pay-easy）	情報リンク方式、オンライン方式
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキ（一部店舗を除く）
クレジットカード	VISA、マスターカード、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース
スマホ決済	PayPay、メルペイ

(2) 書面申請の場合

・受験願書と一緒に配付している本試験専用の「**払込取扱票**」を使って、郵便局またはゆうちょ銀行の**窓口**で試験手数料を払い込んでください。

払込みには、所定の払込手数料（申請者負担）が必要になります。

*ATMの「ご利用明細票」では受け付けできませんので、必ず窓口で払い込んでください。

・日附印が押された「振替払込受付証明書（お客さま用）」（赤枠のもの）を受験願書B面に貼付してください。（15ページ参照）

*「振替払込請求書兼受領証（本人控え）」やATMの「ご利用明細」では受け付けできません。

・複数種類を受験する場合は、それぞれ払い込みし、それぞれの受験願書B面に「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼付してください。

・郵便局やゆうちょ銀行窓口での払い込みのほか、ご自身でスマートフォン等を利用することにより、電子申請の場合と同様のオンライン決済をご利用いただけます。受験願書B面の「◎2次元コード経由で払い込みの場合」の注意事項をご確認のうえ、記載されている2次元コードを読み取り、画面の指示に従って試験手数料を払い込んでください。

*決済完了後、決済完了メールに記載された決済完了番号（18桁）を受験願書B面の決済完了番号記入欄に記入してください。（15ページ参照）

11 受験票について

試験当日、必ず本人確認できる写真（次項参照）を貼付し、受験者自身が氏名を記入した受験票を持参してください。

受験票を持参しない、写真を貼っていない、本人確認できない写真を貼っているなどの場合は、受験できません。

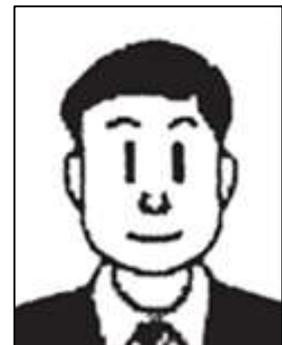
電子申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 試験日の10日前までに、（申請時に入力された電子メールアドレスあてに）受験票のダウンロードが可能となった旨のメールを送信します。 受験者本人が受験票をダウンロードして印刷してください。（メール受信の有無にかかわらず、受験票はダウンロードできます。） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【印刷にあたっての注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> A4判（210mm×297mm）の白い用紙（普通紙）に、縮小や拡大せずに印刷してください。 適正サイズで印刷されると、写真貼付欄が縦 4.5cm、横 3.5cm になります。 </div>
書面申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 受験票は、試験日の10日前までに郵便はがきで発送します。（配送には2日程度かかります。） 試験前に受験票の記載事項を確認してください。 受験票が届かない場合は、試験日の4日前までに当支部までお問い合わせください。

12 受験票に貼付する写真

受験票の写真は、受験時の本人確認及び合格した際の免状用写真として使用します。以下の条件に適合する写真を、剥がれないように受験票に貼付してください。

写真サイズ	・縦 4.5cm×横 3.5cm
人物サイズ	・正面、上三分身像（胸から上の写真、顔の大きさが過大・過小でない（顔の輪郭が分かる）もの）
撮影時期	・受験日の6か月以内
背景等	・無背景（受験者以外が写っていないもの） ・無帽（宗教上、医療上の理由がある場合を除く）
貼付方法	・糊付け ＊セロハンテープや接着剤は使わないでください。
品質	・証明写真品質（カラー・白黒を問わない） ・自分で印刷する場合は、写真専用紙に鮮明な写真を印刷してください。
その他	・次のような写真は不適切です。 不鮮明、表面にキズ、サングラスやマスク着用、眼鏡・フレームの反射、頭髪で目が隠れている、目を閉じている、口が開いている、加工されているなど

【上三分身像の例】



13 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験において、科目ごとに40%以上で、全体の出題数の60%以上の正答が必要です。実技試験はありません。

(3) 甲種（特類以外）及び乙種

筆記試験の科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の正答が必要です。（試験の一部免除を受けた場合は、免除されていない問題数で上記の正答が必要です。）

実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

14 合格発表

(1) 合格発表は、試験日の約4週間後です。

合格者の受験番号を石川県支部に公示するとともに、受験者全員に郵便はがきで合否の結果を直接通知します。また、当センターのホームページに合格者の受験番号を掲載（公示日の正午過ぎ）します。

なお、電話による合否の問い合わせには、お応えできません。

(2) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、当センターとは一切関係ありませんのでご注意ください。

15 試験合格後の免状交付申請の手続き及び免状の交付

(1) 申請の方法

合格された方は、指定の日（試験結果通知書に記載）までに次の書類等を当支部へ提出（窓口持参 または 郵送（簡易書留））してください。

(2) 提出する書類等（詳細は、試験結果通知書に記載）

- ・ 免状交付申請書及び試験結果通知書（切り離さないでください。）
- ・ 交付手数料（石川県証紙2,900円分）
* 石川県証紙の入手が困難な方は現金書留で送ってください。
- ・ 既に取得している消防設備士免状
- ・ 簡易書留郵送料分の切手を貼った定形封筒（新免状送付用） * 支部窓口で受け取る場合は不要です。
* 定形封筒の簡易書留郵便料金は460円（定形(50gまで)110円+簡易書留350円）です。

（令和6年10月1日改定）

16 その他の注意事項

【受験申請】

- ・ 受付期間外（受付開始前、受付終了後）に提出された申請書類や、内容に不備がある申請書類については、受け付けできませんので、当該書類を返却いたします。（送料は申請者負担）
- ・ 提出された申請書類に確認が必要となる事項がある場合は、電話で問い合わせることがあります。一般財団法人消防試験研究センター石川県支部の電話番号（076-264-4884）を着信できるよう電話機の設定をお願いします。
- ・ 受け付けされた申請書類、払い込まれた試験手数料は、お返しできません。
- ・ 心身の事情により、対応・配慮を希望する場合は、受験申請時にお申し出ください。（会場の都合等により希望に沿えない場合もあります。）

【受験票】

- ・ 10ページの「11 受験票について」及び「12 受験票に貼付する写真」を参照してください。
- ・ 受験票には、試験会場、試験室、集合時刻、その他注意事項等が記載されています。（試験日時や試験会場が変更となることがありますので、試験前に必ず受験票の記載事項を確認してください。）

【試験当日】

- ・試験当日は、受験票に記載された集合時刻までに試験室に入室し、係員の説明をよく聞いたうえで受験してください。
- ・試験当日は、写真を貼った受験票、鉛筆・シャープペンシル（HBまたはB）、プラスチック消しゴムを必ず持参してください。計算機、定規類や、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器は使用できません。（カバン等に片付けてください。）
- ・試験会場によっては、駐車場に限りがありますのでご注意ください。
また、試験室に時計がない場合や座席から時計が確認できない場合があります。必要に応じて、自身で時計を用意してください。（卓上に置ける大きさのもので、操作せずに時刻を表示でき、音（動作音を含む）を出さないものに限る。スマートウォッチ不可。）
- ・試験会場では、携帯電話など音の出る電子機器の電源を切ってください。
- ・不正行為や悪質な迷惑行為が認められた場合は、直ちに当該受験者の受験を中止、退室とし、試験は失格とします。
- ・本人確認のため、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示をお願いすることがあります。
- ・試験会場では、指定された場所以外での喫煙はできません。試験会場によっては全面禁煙のところもあります。
- ・気象状況や大規模な事故、その他の事情等により試験日時や試験会場等が変更となる場合があります。変更の内容は、当センターのホームページに掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。（試験当日、試験会場への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。）

【その他】

- ・一般財団法人消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習や参考書等の出版・販売は一切行っておりません。

個人情報の取り扱いについて

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確かつ安全に取り扱います。

1 当センターが取り扱う個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

① 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名・学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

② 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、受験票への表示、結果通知書及び免状交付申請書、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成するため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

指定学科

機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程の一覧表（例示）は、以下のとおりです。

* 詳細は、https://www.shoubo-shiken.or.jp/pdf_files/shoubou_kou_course.pdf



大学、短期大学、高等専門学校の卒業者					
ア 安全工学科 イ 衛生工学科 エネルギー工学科 エネルギー機械工学科 オ 応用化学科 応用機械工学科 応用精密化学科 応用電子工学科 応用反応化学科 応用理化学科 カ 開発工学科 開発工学科 開発土木工学科 海洋建築工学科 海洋土木開発工学科 海洋土木工学科 環境化学科 環境計画工学科 環境建設工学科 環境工学科 環境整備工学科 化学環境工学科 化学機械学科	カ 化学機械工学科 化学工学科 化学工業科 画像応用工学科 画像工学科 キ 機械科 機械工学科 機械材料工学科 機械システム工学科 機械システム工学課程 機関科 機器工学科 基礎工学科 機能機械学科 機能高分子学科 金属学科 金属工学科 ケ 計測工学科 建設基礎工学科 建設工学科 建設学科 建築学科	ケ 建築工学科 建築工芸学科 建築設備工学科 原動機科 原動機械科 コ 工業化学科 高分子化学科 高分子工学科 高分子材料工学科 交通機械学科 交通機械工学科 交通工学科 光電機械工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学科 合成化学工学科 サ 産業機械工学科 材料工学科 シ 資源開発工学科 資源循環化学科 資源循環工学科	シ 社会開発工学科 情報処理工学科 情報通信工学科 情報電子工学科 情報工学科 ス 水土木工学科 セ 制御機械工学科 制御工学科 制御情報工学科 生産機械工学科 生産工学科 生産精密工学科 精密機械工学科 精密工学科 石油化学科 設備工学科 繊維化学工学科 繊維機械工学科 繊維工学科 繊維工業化学科 繊維高分子工学科 繊維システム工学科 船舶機関工学科	ソ 造船学科 ツ 通信工学科 通信材料工学科 テ 鉄鋼冶金学科 電気系 電気化学科 電気学科 電気機械工学科 電気工学科 電気情報工学科 電気通信工学科 電気電子工学科 電気電子システム工学科 電機工学科 電子機械工学科 電子機器工学課程 電子工学科 電子材料工学科 電子情報学科 電子情報工学科 電子制御工学科 電子通信学科 電子通信工学科	テ 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電波通信学科 ト 都市工学科 土木建設工学科 土木工学科 動力機械工学科 ネ 燃料化学科 燃料工学科 ノ 農業機械工学科 農業土木工学科 ハ 船用機械工学科 船用機関科 反応化学科 物質化学工学科 物質工学科 工 有機材料工学科 ヨ 溶接工学科

高等学校、中等教育学校の卒業者					
カ 開発機械科 化学科 化学工学科 化学工業科 環境工学科 環境土木科 キ 機械科 機械技術科 機械工学科 機械工作科 機械システム科 機械製図科 機械電気科 機械電子科 機関科	キ 金属工業科 ケ 計測科 計測工業科 建設科 建設技術科 建設工学科 建設工業科 建設システム科 建築科 建築土木科 原動機科 原動機械科 コ 工業科 工業化学科 工業管理科	コ 工業技術科 工業計測科 高分子工学科 航空車両整備科 サ 材料技術科 材料システム科 産業技術科 シ 色染化学科 自動車科 自動制御科 情報技術科 情報システム科 情報電子科 情報通信科 ス 水産工学科	セ 制御機械科 生産機械科 生産システム科 精密機械科 設備科 設備工業科 設備システム科 セラミック科 繊維工学科 繊維システム科 ソ 総合技術科 造船科 チ 地質工学科 ツ 通信工業科 通信工学科	テ 電気科 電気化学科 電気技術科 電気工事科 電気情報科 電気通信科 電気電子科 電子科 電子機械科 電子技術科 電子工学科 電子工業科 電子情報科 電子制御科 電子電気科	テ 電波科 ト 都市工学科 土木科 土木建築科 ノ 農業機械科 農業工学科 農業土木科 ム 無線通信科 ヤ 冶金科 ヨ 窯業科

- 備考
- ・学科の名称に代えて「部門」「類」「系」又は「専攻」等の名称を用いるものは、学科又は課程とみなします。
 - ・学科名等の下に「専攻」「系」又は「コース」等の名称を用いるものは、学科と同等とみなします。
 - ・「工」、「学」又は「工学」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱います。
 - ・2種類以上の学科名称があり、その配列が逆のものについては、同等のものとしてみなします。
例 「制御機械工学科」→「機械制御工学科」の場合は、同等とみなします。
 - ・複数の学科の名称を総合したものについては、同等のものとしてみなします。
例 「電気情報工学科」+「電気通信学科」⇒「電気情報通信工学科」の場合は、同等とみなします。
 - ・上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

授業科目

* 一覧表（例示）はこちら → https://www.shoubo-shiken.or.jp/pdf_files/shoubou_kou_class.pdf

ホームページに掲載されている一覧表（例示）の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

- ・「工学」「学」「技術」等の文字の有無により科目名が異なるものについても、同科目名として取り扱います。
- ・一覧表（例示）の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。



【受験願書記入例】

◆記入上の注意

- ・ 受験願書は、複写式になっています。
- ・ ※印の箇所は、記入しないでください。
- ・ 黒色のボールペン（消せるボールペン不可）を使用し、かい書で記入してください。
- ・ 訂正する場合は、横二本線で消し、上余白に正しく書いてください。 ➡ (訂正の例)
- ・ 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・  欄は該当する箇所に○を記入してください。

(訂正の例)
金沢
石川県 ~~中津市~~

◆複数の試験を受ける方は、それぞれに受験願書を作成し同一封筒で提出してください。

願書 A 面

濁点、半濁点は1マスを使用してください。

左詰めで記入してください。外国籍の受験者は住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。

郵便番号は正確に記入してください。

記入欄の文字数が足りない場合は、郵便が届く程度に省略してください。

2ページの「1 試験日、試験の種類、受験地、受付期間」を確認のうえ記入してください。

甲種受験者は5～6ページの記入略称を記入してください。

試験の一部免除の資格のある方は、該当する事項に○を付けてください。一部免除の資格のない方は記入しないでください。

複数種類を受験する場合は（9ページ参照）は、複数の願書を作成し、それぞれの願書に他の種類を記入してください。

消防設備士免状の有無を記入してください。（必ず、どちらかに○を付けてください。）

有の場合は、全て記入してください。
* 免状番号も忘れず記入願います。

12 **消防設備士試験受験願書 (全国共通)**

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿 都道府県名 石川 申請日 令和 07 年 07 月 11 日	申請者氏名 シヨウホウ タロウ
氏名 消防 太郎	フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左詰めで記入してください。
生年月日 50 年 04 月 23 日 本籍 石川 都道府県 17	郵便番号 920-0901 必ず記入してください 自宅電話番号又は携帯電話番号 090-0000-0000
住所 石川県金沢市広岡 2-13-23 AGSビル102	都府県名又は学校名 消防石油販売(株) 連絡先電話番号(携帯電話も可) 076-264-4884 内線()

試験日 令和 07 年 08 月 23 日	メールアドレス(任意) _____ @ _____
試験の種類 種 第 4 類	他の都道府県での受験申請状況
受験地 金沢市	都道府県コード 13 試験種類 種 第 4 類 試験日 07 月 27 日
甲種受験資格 特類以外 電気工事士	該当する職業等に1つだけ○を記入してください
試験の免除	① 学生 ⑥ ビル管理業 ② 消防設備業 ⑦ ビル整備業 ③ 電気工事業 ⑧ 公務員 ④ 管工事業 ⑨ その他 ⑤ 建築業

免状取得の有無について記入してください <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	免状番号 2174 1200 1234
--	----------------------------

取得している消防設備士免状	元号コード	免状交付年月日	交付番号	※入力番号	交付知事	コード
甲特		年 月 日				
甲1		年 月 日				
甲2		年 月 日				
甲3		年 月 日				
甲4		年 月 日				
甲5		年 月 日				
乙1		年 月 日				
乙2		年 月 日				
乙3		年 月 日				
乙4		年 月 日				
乙5		年 月 日				
乙6		年 月 日				
乙7	4	12 年 07 月 09 日	01234		石川	17

(記入上の注意)

- ※印は、記入しないでください
- 本用紙は、黒色のボールペンを使用し「かき書」で記入してください
- 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください
- ※印は該当するものに○を記入してください
- 免状番号は、免状写真下に記載されている番号です

受験願書裏面の「都道府県コード」を記入してください。石川は県「17」です。

平日の日中に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

書類に不備があった場合等の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くようドメイン指定受信等の設定をしてください。(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)

試験日の前3か月以内に他都道府県で申請または受験した場合は、記入してください。3種類以上あり、この欄に書ききれない場合は連絡してください。

主たる職業等に○を付けてください。

受験願書裏面の「都道府県コード」を記入してください。石川県は「17」です。

願書B面

備士試験受験願書

申請日 年 月 日

日生 本籍 都道府県

自宅電話番号 又は携帯電話番号

勤務先等連絡先

連絡先電話番号

〒112-8555 東京都文京区千石1-10-10

消防試験研究センター

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

消防太郎

090-0000-0000

日附印

00000

7-7-10

金沢OC

願書識別番号：1120112345673

※受験番号

12345

(B面)

「振替払込受付証明書 (お客さま用)」を貼付してください。(必ず所定の払込用紙を使用してください。)

* ATMの「ご利用明細票」では、受け付けできません。



日附印が押印されていることを確認してください。

* オンライン決済の場合は、決済完了番号 (18桁) を記入してください。

願書B面裏

(この部分を貼付け)

証明書のコピー

都道府県等

13 山梨19
14 長野27
15 岐阜27
16 静岡27
17 愛知27
18 三重27

消防用設備等実務経験証明書

氏名 消防太郎 昭和50年4月23日生

経験内容 ① 整備経験 2 工事補助経験
3 その他()

実務経験 令和4年4月1日から 令和7年6月30日まで
期間 (3年3月)

消防用設備等の種類 ○○○○○○○○○

上記のとおり相違ないことを証明します。
証明年月日 令和7年7月10日

事業所名 □□□□□株式会社 □□□□
証明者 役職 代表取締役 氏名 ◇◇◇◇
電話 076 - 264 - 4884

既得消防設備士免状 (コピー) 貼付欄

裏

※各証明書等について、内容確認

各種証明書等のコピーはこの部分に貼ってください。
* 証明書の全面を貼る必要はありません。(上部のみを貼ってください。)

実務経験で甲種を受験する方のみ必要

該当する経験内容に○を付けてください。

整備または工事補助をした消防設備等の具体的な名称を記入してください。

「消防設備士免状」をお持ちの方はコピーを貼ってください。

【払込用紙】

郵便局・ゆうちょ銀行で回収されます

本人控え

受験願書に貼付する部分

00 東京 払込取扱票

00703 136220

一般財団法人 消防試験研究センター

郵便番号 住所

氏名 (電話)

郵便局 (ゆうちょ銀行) の窓口で払い込み、「振替払込受付証明書 (お客さま用)」に日附印の押印をうけてください。
* 願書には、必ず日附印がある「振替払込受付証明書 (お客さま用)」を貼ってください。
金額の訂正は無効です。

ご依頼人氏名、住所・氏名をご記入ください。(承認番号54476号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 00703 136220

金額 136220

一般財団法人 消防試験研究センター

加入者名 氏名

郵便局 (ゆうちょ銀行) の窓口で払い込み、「振替払込受付証明書 (お客さま用)」に日附印の押印をうけてください。
* 願書には、必ず日附印がある「振替払込受付証明書 (お客さま用)」を貼ってください。
金額の訂正は無効です。

ご依頼人氏名、住所・氏名をご記入ください。(承認番号54476号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込受付証明書 (お客さま用)

振替払込請求書兼受領証

00703 136220

一般財団法人 消防試験研究センター

郵便番号 住所

氏名 (電話)

郵便局 (ゆうちょ銀行) の窓口で払い込み、「振替払込受付証明書 (お客さま用)」に日附印の押印をうけてください。
* 願書には、必ず日附印がある「振替払込受付証明書 (お客さま用)」を貼ってください。
金額の訂正は無効です。

ご依頼人氏名、住所・氏名をご記入ください。(承認番号54476号)
これより下部には何も記入しないでください。

点線部分を記入のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で払い込んでください。

払込金額は、次のとおりです。

- ・ 甲種 6,600円
- ・ 乙種 4,400円

* 金額を記入の際、金額の前に必ず「¥」を記入してください。

* 金額を訂正したものは、無効です。

* 払い込みには、別途、所定の払込手数料が必要となります。

必ず、日附印の押印を受けてください。

- (注1) 金額を訂正したものは、無効となります。間違った金額を記入した場合は新しい払込用紙を使用してください。
- (注2) 本人控えの「振替払込請求書兼受領証」では、受験申請はできません。
- (注3) 「振替払込受付証明書 (お客さま用)」を紛失した場合、当センターでは払込みを確認できません。その場合は、再度払込みをお願いします。

改版履歴：令和7年（2025年）9月24日（事務所移転に伴う修正）